

高校 1～3 年生 保護者 各位

南山高等学校男子部事務室

令和 7 年度家計急変世帯への支援の認定申請について(お知らせ)

標記の件について、家計急変世帯への支援の申請基準に該当し、申請をされる場合は、各提出書類を提出期限までに提出いただきますようよろしくお願いします。

愛知県の審査の結果、申請が認定されましたら国の就学支援金(家計急変世帯への支援)、愛知県授業料軽減補助金(愛知県在住者のみ)が受給できます。なお、審査の結果、補助が受けられない場合もございますので、ご了承ください。

申請される方は、2026 年 1 月 21 日(水)までに事務室へご連絡ください。申し出のあった方へ申請内容の提出書類をお渡します。

記

1. 申請基準

・長期療養、り災又は転退職、新型コロナウイルス等特別な事情に該当する。

※すでに愛知県授業料軽減補助金の甲区分で認定されている方は対象外です。

2. 提出先 南山高等学校 男子部事務室

3. 提出期限 2026 年 1 月 26 日(月)

4. 提出書類

(1) 本人及び配偶者の令和 7 年度課税証明書(ただし、支給開始月が 4～6 月になる場合は令和 6 年度の課税証明書)

(2)愛知県内に居住する世帯の住民票

(3)要件審査書類(別紙参照)

以上

別紙

愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）に係る要件及び審査書類

家計急変事由の審査基準		審査の対象となる提出書類
(1) 長期療養	保護者等が離職または休職を伴う入院又は通院等を要する疾病のため、著しく収入減になると認められる場合	・医師の診断書の写し ・離職があったことを証明する書類（雇用保険被保険者離職票の写し、退職証明書（原則会社による証明とし、不可の場合は本人が証明したもの）※1 ・休職があったことを証明する書類（休職証明書（原則会社による証明とし、不可の場合は本人が証明したもの）※2 ※1, 2についてはどちらか
(2) 転退職	保護者等が転退職し、著しく収入減になると認められる場合	・退職を証明する書類（原則、雇用保険受給資格者証の写し。ただし雇用保険受給資格者証が発行できない場合は、雇用保険被保険者離職票の写し（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）又は会社の発行した退職証明書と合わせて、事情書を提出する。公務員、個人事業主等で雇用保険に加入していない場合は、退職証明書を提出する。）
(3) り災	火災、風水害、地震等により家屋の半焼、半壊、流出等の被害を受け、就労が困難になり、著しく収入減になると認められる場合	・り災証明書（市区町村又は消防署の発行するもの）
(4) 新型コロナウイルス	以下の(1)～(3)の全ての要件を満たす公的支援を受けており、著しく収入減になると認められる場合 (1) 国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するも	・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があった者を支援対象として、国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの）が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書等 ※公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書を提出できない特段の事情がある場合は、事情書を提出する。 ・公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し 【公的支援の例】 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資） ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） ・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別

	の) が実施しているもの。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。 (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。	貸付 ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付 ・小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け） ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ・持続化給付金 ・家賃支援給付金 ・月次支援金
--	---	--

【対象となる家計急変支援事由の発生時期と認定要件】

- ① 対象となる家計急変事由の発生時期は支給年度の前々年度の1月2日以後のものとする。ただし、支給開始月が4月から6月までの月である場合は、支給年度の前々々年度の1月2日以後のものとする。認定にあたっては、課税証明書等から現在の収入を推計し、著しく収入減になると認められる場合に、対象区分を引き上げて認定する。
- ② ①に該当しない場合でも、当年度に発生したり災によって、家屋に半焼・半壊程度以上の被害があった場合は、支給開始月から1年間対象区分を1ランク引き上げて認定する。

やむを得ない理由によって**家計が急変した場合の支援**があります。

高等学校等就学支援金
家計急変支援制度



家計急変支援制度とは？

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
- 通常の就学支援金の対象にならない方や、現在受給していても、以下の支給限度額まで支給されていない方は、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

- ※家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要
- ※入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となる
- ※再就職するなど、推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる場合は、届け出る必要あり
- ※世帯年収約590万円は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安



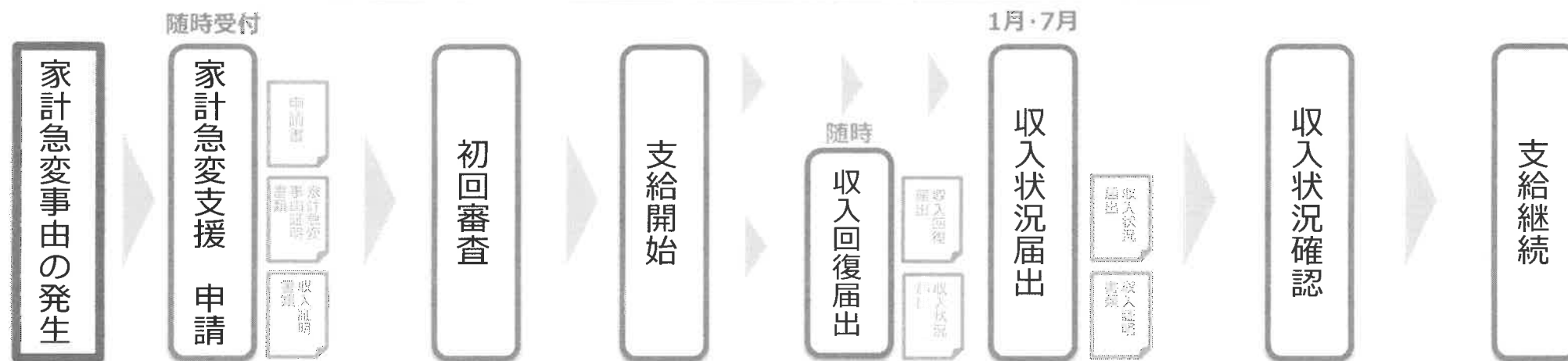
要件の詳細は裏面

支給限度額

月額：33,000円（公立高校等は月額：9,900円）

※通常の就学支援金における約590万円未満程度の世帯の支給限度額と同じ

※公立高校などの場合で、現在すでに支給限度額を受給している（授業料に相当する額を受給している）方の場合、支給額が変更とならないため、申請は不要です



倒産により解雇されるなど、家計急変事由に該当することとなった場合、速やかに学校に申請することができます。

○対象となる家計急変事由に該当することを証明する書類
○家計急変事由発生後の収入状況がわかる書類
を提出してください。（申請後の提出でも可）

申請月あるいは翌月分から支給されます。
（学校の代理受領）

再就職するなど推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる状況になったら必ず届出をしてください。この場合、家計急変支援は終了します。

収入状況届出とともに、現在の収入状況がわかる書類として直近約6か月分を提出してください。

収入状況が改善している場合は、家計急変支援は終了します（この場合、収入がすでに回復していた時点にさかのぼって終了）。前年の課税所得によっては、通常の就学支援金が支給される場合もあります。



申請方法の詳細は、学校または都道府県にお問合せください。

対象となる家計急変事由

■ 主な家計急変事由

1. 保護者等が会社員など被雇用者の場合

- ・ 負傷・疾病による療養のために勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- ・ 自己の責めに帰することのできない理由による離職※

※雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象

（例：会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職））

離職理由 コード	離職理由
11 (1A)	解雇 (1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職（3A）、（3B）又は（3D）に該当するものを除く。）
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職（平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る。）

2. 保護者等が自営業者などの場合

- ・ 負傷・疾病による療養のための廃業・休業（その後90日以上就労困難）
- ・ 営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
※破産手続の開始（破産法18、19条）、特別清算開始の申立て（会社法第511条）、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条）、更生手続開始の申立て（会社更生法第17条）、金融取引の停止
- ・ 妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後30日以上就労が困難な場合
- ・ 保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等（90日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
- ・ 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等（事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が30日以上、または、常時の介護が必要なもの）のために事業の廃止を余儀なくされた場合

■ その他の家計急変事由

- ・ 被災により就労困難等となった場合（当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減も含む）

※会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合がある。

※詳細は、「家計急変支援申請の手引き」及び同手引き内にある「家計急変事由対象一覧」を参照。

■ 対象とならない場合

- ・ 定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職 等

※対象となる事由は「家計急変事由対象一覧」を参照。

※保護者等の死亡や離婚は、就学支援金の家計急変事由に該当しないが、保護者等の変更に係る申請・届出することで通常の就学支援金の対象となる場合がある。

○家計急変事由証明書類

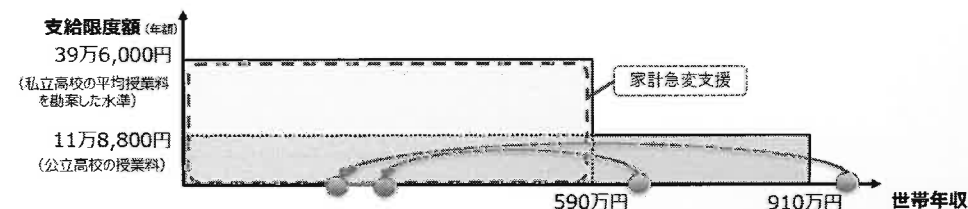
家計急変事由を証明する書類（原則、第三者が証明）を申請者が提出する必要がある。

（例：医師による診断書（90日以上就労が困難な旨が記載されているもの）、雇用保険受給資格者証、破産手続開始を証明する書類 等）

対象となる収入要件

■ 算定基準

家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合に対象となる



〔実際に家計急変事由発生後の収入から年収を推計し、省令で定める「算定基準額に相当する額」が154,500円未満になった場合に対象となる。〕

■ 算定方法

家計急変事由発生後の3か月の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出する。

※入学前に家計急変事由が生じた場合など、事由が生じてから4か月以上経過している場合は申請月の前3か月の収入状況で算出する。

（すでに通常の就学支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合はその翌月の前3か月）

※1月、7月の収入状況確認時は直近の原則6か月の収入状況で算出する。

※算定方法の詳細は「家計急変支援申請の手引き」を参照。なお、申請時の計算には同手引き内にある「年収推計シート」を用いて算出する。

算定基準額に相当する額 < 154,500円

算定基準額に相当する額 = 市町村民税の課税標準額に相当する額 × 6%
－ 市町村民税の調整控除の額に相当する額

※1 政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に3/4を乗じる。

※2 算定基準額に相当する額は、百円未満切り捨て。

○収入証明書類

・課税対象となる所得に係る証明書類（非課税のものは不要）。

（例：給与明細、年金振込通知書、帳簿 等）

・離職前の勤務先からの給与、賞与、退職金等が離職後に支給される場合は推計年収には含めない。

※課税対象となる事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得を得ている場合に、対応する証明書の提出が必要。



要件の詳細は「家計急変支援申請の手引き」等を参照してください。

文部科学省

家計急変支援制度サイト

「家計急変支援申請の手引き」「家計急変事由対象一覧」「年収推計シート」



※Excel形式の資料は「家計急変支援制度サイト」に掲載しています。

（令和5年3月31日現在）